

労務 ROAD

■一括有期事業関連の手続きの簡素化について

一括有期事業について 2019 年 4 月 1 日より、以下が簡素化されています。

- 「一括有期事業開始届」の廃止
一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、「一括有期事業開始届」を所管の労働基準監督署長に提出する必要がありましたが、これが廃止されたため、提出する必要がなくなりました。
- 地域要件の廃止
一括される有期事業については、地域要件が定められていましたが、これが廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなりました。

★有期事業の一括の要件は…

- ①事業主が同一人であること。
- ②それぞれの事業が建設の事業または立木の伐採の事業であること。
- ③それぞれの事業の規模が、以下に当てはまること。
概算保険料が 160 万円未満、かつ、
建設の事業：請負金額（税抜）が 1 億 8,000 万円未満
立木の伐採の事業：素材の見込生産量が 1,000 立方メートル未満
- ④それぞれの事業について、労災保険率表上の事業の種類が同一であること。

【厚生労働省 より】

■新入所員紹介（小池）

初めまして！2019 年 8 月に入所致しました小池 直也(コイケ ナオヤ)と申します。大学卒業後、飲食チェーンで 2 年・金融機関で 14 年の勤務を行い、主に訪問営業・保険管理・部門決算・職員教育業務を中心に行ってきました。これまでの経験を活かしつつ、お客様の悩みにコミットした相談・提案などを心がけていきます。お気軽にお声掛けいただければ幸いです。

プライベートでは、2 児（小学 3 年生・幼稚園年長）の父であり、休日には、妻や子供を連れて旧所名跡巡りやドライブをするのが楽しみです！

趣味は、音楽鑑賞・バイクツーリングや模型作成などです。特に模型作成は、幼少から作成しているので手先が器用になった経験から、子供に勤めているのですが中々一緒にやって貰えないですね・・・。まとまった時間が作れていないので、作成できていない物が溜まっていますが、今後も色々作成していこうと思っています！



VOL.660
(1909-2)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

キャリアアップ助成金 ミニセミナーのおしらせ

9月27日(金)10~12時
定員：6名(先着順)
参加費：1名1000円

詳細のお問い合わせや
参加お申込み等、ご連絡
お待ちしております！

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto